

在宅での介護を 応援します

●福祉手当●

●ねたきり高齢者福祉手当

ねたきりで日常生活に介助を要する状態がおおむね6ヵ月以上続いている方（**65歳以上**）で在宅の方に、**月額13,000円**を支給します。

●重度認知症高齢者介護手当

重度の認知症により日常生活を営むのに常時介護を要する状態が6ヵ月以上続いている方（**65歳以上**）で在宅の方の介護者に、**月額13,000円**を支給します。

●高齢者及び障害者介護者手当

3年以上市内に居住し、おおむね6ヵ月以上ねたきり、または重度の認知症により在宅で家族等による介護を受けている方（**65歳以上**）に、**月額12,000円**を支給します。

※高齢者本人の**市町村民税所得割額が年額16万円以上**の場合は対象外です。すでに受給している方は、その年の8月から翌年7月までの間は手当が支給停止となります。

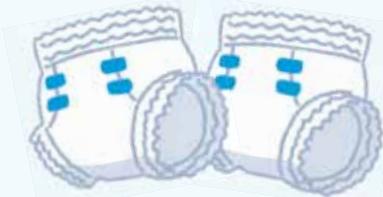
●紙おむつの給付●

在宅で紙おむつを使用している対象者に、市で定める品目・枚数を宅配します。

対象者 **65歳以上**のねたきり、または認知症等の方（介護認定の調査状況により判定）

利用料 無料

支給方法 2か月に一度、偶数月に配布



●障害者控除対象者認定書●

65歳以上の方で以下に該当する方は、市長の認定を受けることで税法上の障害者控除の対象となります。市で税申告用の認定書を発行します。

対象者 **65歳以上**で、以下に該当する方

- ①介護保険法の認定を受け、身体もしくは知的障害の基準に準ずる障害のある方
- ②おおむね6ヵ月以上重度の寝たきり状態の方

控除の種類 障害者控除、特別障害者控除

●住宅改造費の助成●

市税の滞納のない方で、介護が必要な高齢者の住宅改造費を助成します。（**介護保険の住宅改修費が優先されます。**）

利用できる方 介護保険法の認定を受けている方

助成額 市民税所得割非課税世帯 500,000円以内
市民税所得割課税世帯 266,000円以内
（課税世帯における補助率は対象工事額の3分の2）

●徘徊高齢者等家族支援サービス●

認知症等により徘徊が著しい高齢者を**早期発見・保護**するため、GPS システムを利用した探索機器を貸出し、徘徊時に位置情報を送信します。

利用できる方 介護保険法の認定を受けており、かつ、在宅で著しい徘徊行動がある方

利用料 基本料金 月額500円
情報料 1回200円（インターネット利用の場合は、月2回までは無料。3回目以降100円）
現場急行料 1回10,000円
※金額には、それぞれ別途消費税がかかります。

●成田市徘徊高齢者早期発見ステッカー●

認知症などによる行方不明者の早期発見や身元確認のため、市では履物のかかとやつま先に貼る反射シール状のステッカーを交付します。

利用できる方 認知症などのため行方不明になる恐れのある市内在住の65歳以上の方

利用料 無料

高齢者福祉課

TEL 0476-20-1537

●福祉カーの貸し出し●

高齢者および障がい者等の外出・通院などに、車イス、または簡易ベッドのまま乗り降りができるリフト付ワゴン車を貸し出します。（運転手はつきません。）

利用できる方 高齢者および障がい者とその家族

利用料 無料（ガソリン代自己負担）

貸出期間 3日以内（年末年始・メンテナンス日を除く）
※利用日の3日前までに申請



障がい者福祉課

TEL 0476-20-1539

●介護者教室●

医師、訪問看護師、理学療法士等が講師となり、適切な介護知識・技術の習得などにより、介護者自身を支援する教室を開催します。開催は広報などでお知らせします。

●認知症家族の集い●

地域包括支援センターや成田市認知症家族の会（オアシスの会）の協力のもと、認知症の方を抱える家族などを対象に、情報交換や意見交換のための集いを成田市保健福祉館で開催します。開催は広報などでお知らせします。
※月1回開催

●もの忘れ相談●

もの忘れが気になる方、認知症の方やそのご家族に対して、専門医（精神科・神経内科）が相談に応じます。事前に予約が必要です。開催は広報などでお知らせします。
※年度内10回開催

介護保険課

Tel 0476-20-1545

●SOSネットワーク●

認知症等による行方不明者をコンビニエンスストアやタクシー会社等の協力機関に通報し、早期発見につとめます。

成田警察署

高齢者福祉課

Tel 0476-27-0110

Tel 0476-20-1537



オレンジスマイルなりた

(認知症初期集中支援チーム)

があなたとご家族をサポートします。



認知症になっても
住み慣れた地域で暮らし続けるために

●認知症初期集中支援チームとは？

医療・介護の専門職がチームとなり、認知症や認知症の疑いのある方のご家庭に訪問し、適切な医療・介護サービスにつなげるための支援を行います。

●対象となる人

40歳以上の市民で自宅で生活をしており、認知症や認知症の疑いのある方で、以下のいずれかに該当する方。

- 認知症の診断を受けていない方、または治療を中断している方。
- 介護保険サービスを利用していない方、または利用を中断している方。
- 認知症による症状が強く、対応に困っている方。

●どのようなことをしてくれるの？

チーム員である看護師や介護支援専門員がご自宅を訪問し、認知機能の低下による生活上の問題点を確認し、生活環境の改善やケアについてのアドバイス、地域の社会資源の情報提供、適切な医療や介護へつなげるために一定期間（最長6カ月）集中的な支援を実施します。

●実施主体

市が実施しますが、成田市では「成田訪問看護ステーション玲光苑」に事業を委託して実施します。

◆相談窓口はこちら◆

お住いの地区を担当している成田市地域包括支援センターへご連絡下さい。

※成田市地域包括支援センターについては9~10ページ参照。

介護保険課

Tel 0476-20-1545